

# センター NEWS

Wakayama  
International  
Exchange  
Center  
News

2023年9月発行



## 目次

- P 2 外国人住民のための防災ワークショップ「Let's Study BOSAI」
- P 3 グローバルセミナー/和の輪から
- P 4 和歌山県国際交流センターから
- P 5 和歌山県内の国際交流活動/和歌山県庁からのメッセージ
- P 6 応援団通信
- P 7 JICA和歌山デスクです
- P 8 WIXAS からのお知らせ
- P9~12 ! Hi Hai Xin Chào こんにちは！

（これらのページはやさしい日本語、英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語で表記しています。）

### 和歌山県国際交流センター

〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 8F 開館時間：水曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く  
毎日 10:00～18:30

### Wakayama International Exchange Center

Business hours: 10:00 a.m.-6:30 p.m. Closed: Wednesdays, national holidays, December 29 to January 3  
Address : 8th floor, Wakayama Big Ai Bldg., 2-1-2 Tebira, Wakayama City 640-8319

## Let's Study BOSAI の開催

5月28日（日）午後1時からNHK和歌山放送局及び和歌山県国際交流センター主催で、和歌山地方気象台、日本防災士会和歌山県支部、和歌山にほんごの会 NAGOMI の協力のもと、外国人住民のための防災ワークショップ「Let's Study BOSAI」を開催しました。場所は県民交流プラザ和歌山ビッグ愛の8階の会議室及び和歌山県国際交流センター。33名の外国人が参加しました。この防災ワークショップも今回で9回目を迎え、これまでも様々な種類の体験を企画してきました。和歌山県では「南海トラフ」の巨大地震が発生した場合、津波などで、和歌山県内で最大約9万人が死亡するという被害想定を発表しました。これは、県内の人口の1割近くに上ります。和歌山県の外国人登録者数は約8千人。外国人の中には「地震がない国」の出身者もあり、これまでの生活で、地震などの災害を経験したことがない人が少なくありません。外国人が災害に直面したときに「冷静に」「正しく」行動するための知識と経験を身につけてもらうため、「Let's Study BOSAI」では、多様なシチュエーションを体験・熟考できる「実践型」の防災イベントを実施しています。



Mission①  
「もし人が倒れていたらどうする？～AED・緊急搬送体験～」  
・普段触れないAEDキットの使い方をや心臓マッサージを学ぶ。（写真左）  
・毛布を使って、緊急時でも人を運ぶことができる方法を知る。（写真上）



Mission② 「BOSAI かるたで学ぼう！」  
・BOSAI かるたを使いゲーム形式で防災への備えを学ぶ。  
・やさしい日本語により防災への意識を学び、日本語学習の機会に。



Mission③ 「浸水はキケン！浸水 AR 体験」  
・タブレットを使用して、その場所の実際の浸水イメージをリアルなCGで表示させて撮影。実際の「避難」をイメージする。

これらの mission①から③を体験した後、全体講座として「地震と津波・台風について」の入門講座を実施し、参加者たちは地震・津波の基礎知識や暴風や大雨で危険な場合の警戒レベル等について学び、知識と経験が少ない外国人が、防災の前提となる“災害”の基礎知識を学びました。

# 7月グローバルセミナーの開催 ～メキシコから ふるさと和歌山にルーツを訪ねて～



家族やメキシコについてのプレゼンテーション



メキシコに関するクイズ



メキシコの民族衣装を展示しました

7月8日(土)に、和歌山県国際交流センターの交流ラウンジにて～メキシコからふるさと和歌山にルーツを訪ねて～グローバルセミナーを実施しました。メキシコ和歌山県人会から来和したひであきリスエンリケ清水さんと、エミリオまさきロメロ清水さんをゲストにお迎えしました。共に母方の曾祖母の出身が、和歌山県那智勝浦町下里の日系4世です。彼らの住むメキシコや家族のこと、メキシコ和歌山県人会や、自分たちのルーツについて写真や映像を通して紹介していただきました。34名の参加者とメキシコに関するクイズや、ゲストのお二人への質問を通して交流しました。

お二人から参加者の皆さんにメキシコのお菓子を配る場面もありました。ひであきさん、まさきさんの温かい人柄に参加者の方からは「楽しくメキシコのことを、知ることができました。」「和気あいあいと交流できて良かったです。」などの感想をいただきました。

## 絵本とアートを通じた 親子国際交流イベント 「和の輪」～せかいとつながるきみの手～



クリスティーナさんと手あそび



マチキチさんと顔ジャンケン



参加者全員で記念写真



絵本「手をつなぐ」のよみきかせ



子どもたちは手がたをバタバタ押してがんばりました



7月29日(土)13時から15時30分、和の輪を開催しました。「和の輪」は、子どもたちが絵本とアートをきっかけとし、「様々な国の多様な文化」、「外国人を含む多様な人との交流」の素晴らしさに興味を持つ機会づくりを目的とした多文化理解イベントです。テーマは「手をつなぐってあったかい」。今回当センターとの共催団体は、和歌山大学生等が主要メンバーとなる学生チーム「UNMISERABLE (アンミゼラブル) わかやま」。(P.5にて詳細を紹介)“交流の中では、手をつなぎ自分の名前と夢を他者に紹介する仕組みを各プログラムに取り入れ、会場の参加者の交流促進につなげイベントを盛り上げました。

また、和歌山大学外国人留学生クリスティーナさん(ソロモン諸島出身)、マチキチさん(ジンバブエ出身)の2名が、自国の手あそびを紹介。緊張していた子どもたちも、手あそびやゲームを重ねるごとに自然に打ち解け、交流を楽しみました。



アートワークショップでは、手がたによる大きなお花畑の完成を目指して取組み、素敵なお花畑が出来上がりセンターを彩りました。

## ★和歌山県国際交流センターボランティア随時募集！

和歌山県国際交流センターでは、私たちと一緒に活動してくれるボランティアを随時募集しています。ご関心のある方は、和歌山県国際交流センターまでお問い合わせください。

◇和歌山県国際交流センター [https:// wak-kokusai.jp](https://wak-kokusai.jp)

### ●ボランティアとしての応募条件について

- ①18歳以上で自発的に責任をもって行動できる方
- ②活動中に知りえた秘密・情報を守れる方
- ③和歌山県内に在住、または通勤・通学している方
- ④登録期間中、センターとEメール等で円滑に連絡が取れる方
- ⑤センターが実施する説明会及び研修会に参加できる方
- ⑥他のボランティアの方と協力して活動ができる方  
センターと協働し、ボランティア活動をしていただける方

### ●ボランティアの種類

- ①翻訳・通訳 ②ホームステイ ③文化紹介 ④日本語 ⑤情報収集提供

### 通訳ボランティア研修会 の開催

日時：9月9日（土）13:30～15:30  
場所：和歌山県国際交流センター  
講師：辻 伸之氏

## ★イベントインフォメーション（\*希望者の方はセンターまでお問い合わせください。）

和歌山県国際交流センターで開催されるイベントを紹介します。

### ・日本語クラス

おはようクラス（入門・初級～中級）：金曜日 10:30～12:00  
いっしょににほんご（ゼロ初級～初級Ⅰ,初級Ⅱ～中級、JLPTクラス）日曜日 午後  
もっと日本語（初級クラス、中級クラス）日曜日 10:30～12:00  
わがっこ（こども）土曜日 13:00～16:00（オンラインでも学習できます）

### ・「Happy 中秋節～月餅作りと中国茶」

中国の中秋節に関する文化紹介の後、月餅の一種「氷皮（ピンピー）月餅」づくりをしていただき、中国茶とともに味わっていただきます。

日時：9月16日（土）14:00～15:45 場所：和歌山県国際交流センター交流ラウンジ  
定員：30名 参加費：無料（申し込み要・先着順） 注意事項：マスク着用

### ・Cozy 英会話カフェ

大人のためのカジュアル英会話（初級）が始まります。

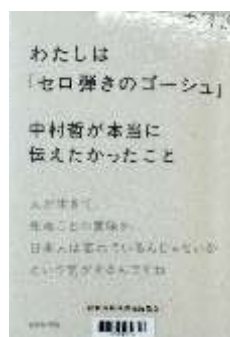
日時：9月19日（火）～12月5日（火）13:00～14:10  
場所：和歌山県国際交流センター  
参加費：11,000円 定員：22名（申し込み要・応募多数の場合は抽選）

## ★ちょこっと！新着図書情報



世界の郷土料理事典

著者 青木ゆり子  
発行所 誠文堂新光社



わたしは「ゼロ弾きのゴーシュ」  
中村哲が本当に伝えたかったこと

著者 中村 哲  
発行所 NHK 出版



いろいろな  
かぞくのほん

ぶん メアリ・ホフマン  
発行所 少年写真新聞社

## 和歌山県内の国際交流活動

### 「UNMISERABLE（アンミゼラブル）わかやま」 「地域の子どもたちに、夢をもてるミライをつくりたい」

私たち「UNMISERABLE（アンミゼラブル）わかやま」は、子どもの成長を社会や地域全体で支える環境づくりを目指し、子どもたちにより良い未来を残すために活動を行っています。主要メンバーは和歌山大学の学生3名。団体の主要な活動のひとつである「てがたフェス」では、手形という身近な手法で子どもの存在を近くに感じてもらい、子どもたちを取り巻くさまざまな問題に目を向ける機会づくりを目的に活動しています。令和5年3月に和歌山城西の丸広場にて、「子どもたちのてがたフェス in わかやま」を主催し、子どもたちと共に、夢や好きな食べ物を書きこんだ手形を作り展示しました。その他にも子ども達に地域の良さを知ってもらうための多様な年代の人々との交流を兼ねた清掃活動も主要な活動のひとつです。



写真は全て和歌山県国際交流センターで開催した手がた交流イベントでのメンバーの様子

## 和歌山県庁からのメッセージ

観光誘致や県産品の輸出等に向けた取組のため香港を訪問しました！

岸本知事は、7月17日から19日まで香港を訪問し、観光や県産品のPRを行いました。

令和4年に和歌山県を訪れたインバウンドのシェア1位を誇る重要な地域である香港の訪日団体旅行最大手のEGLツアーズを訪問し、関係を強化できたことは、今後の更なる観光客誘致につながるものと考えています。

岡田健一在香港日本国総領事(大使)の表敬訪問では観光客誘客や県産品の販路拡大について意見交換を行い、香港貿易発展局マーガレット・フォン総裁との会談では貿易発展局が主催する国際見本市への参加などを通して積極的な交流を進めていくことで合意しました。

また、香港有数の日本産食品輸入商社である味珍味（香港）有限公司や高級百貨店である香港そごうの和歌山フェアを訪問し、県産食品の販売促進を依頼したほか、来場者100万人を誇る香港最大のB to Cイベントである香港ブックフェアでは、地元TV局の番組で岡田健一大使と和歌山県の宣伝を行いました。



EGLツアーズ袁社長に感謝状贈呈



和歌山県ブースにて地元TV局の番組で宣伝



## 応援団通信



<https://www.wakajicavo.com>

### ● 2023年度総会・参与会を開催

6月5日（月）ダイワロイネット和歌山で開催した総会において令和4年度の事業報告及び決算、令和5年度の予算等にご承認をいただいた後、参与会では、ラオスの高根隊員とオンラインで繋ぎ、活動半年での様子を報告していただきました。そして3月末にサモアから帰国した原元隊員、この1月から国際協力推進員（和歌山県担当）に着任している塩見推進員や帰国後、大阪の企業で活躍している福井元隊員に隊員時代の主な活動について話していただきました。また、現在、エジプトで活動している田辺隊員から届いたビデオメッセージも紹介しました。



### ● JICA 海外協力隊が和歌山県を表敬訪問



7月12日（水）和歌山県庁を表敬訪問したのは JICA 海外協力隊 2023年1次隊のメンバー 3名です。そして JICA 関西から花立次長、わかやま JICA ボランティア 応援団からは榎畑会長が随行しました。

今回の3名は、ジンバブエに観光で、モロッコに日本語で、そしてベリーズに環境教育で派遣されることとなり、彼らは派遣への熱い想いを下副知事に話し、激励を受けていました。

### ● ガンバッテます！

中南米のホンジュラスで活動する山田航平と申します。私の活動地域はホンジュラス南部に位置する

Choluteca 県の Marcovia 市で、FUNAZUCAR というホンジュラス国内で地域開発に取り組む NGO を通じ活動を行っています。私の任務は同地域での一村一品活動を通じたコミュニティの発展に資する活動で、具体的には地域資源を活用した特産品の開発や道の駅の建設プロジェクトになります。ホンジュラスは気候の関係からトロピカルフルーツが豊富で、それは私たちからすれば非常に印象的なことです。従って、私はこれらフルーツを活用した商品開発を企画し、具体的にはドライフルーツとリキュールの試作品づくりに取り組んでいます。



山田航平さんは2列目左から2番目



# Hello, JICA 和歌山デスクです

～国際協力機構（JICA）国際協力推進員からのお知らせ～

## JICA 海外協力隊 派遣状況

- ◆現在、各国での隊員の任地の状況などを踏まえ、個別・案件別に渡航再開の是非を検討しています。
- ◆日本全国から60カ国へ781名の方を派遣中です。
- ◆和歌山県からは13名の方が活動中です。  
(8月1日現在)

## つくってみた！ 世界のどローカルごはんを人気動画クリエイターが再現

現在、10か国のレシピが人気動画クリエイターによって再現されております！



ぜひ実際におうちでも作ってみてくださいね♪

## ◆和歌山大学で JICA 事業紹介

和歌山大学の藤山先生の授業「ASEAN と日本」で、JICA の事業を紹介させていただきました。内容は主として、海外協力隊の概要と実際の自身の活動体験です。

講義の後、受講した217名の学生からの感想がアンケートとして回収されましたが、示唆に富む内容でした。

JICA のことを初めて知ったという学生は1割ほどだったものの半数以上の学生が、「海外協力隊に興味を持った」、「海外への関心が高まった」、「語学の実践を更に熱心に取り組みたい」といった前向きな回答を寄せていました。また、授業では「帰国後の就職」についての質問もあり、協力隊の経験者を職員、教員として採用する自治体があること、海外展開を進める企業や地域活性化を担う団体などからの求人があることを紹介しました。今後も大学との連携を図り、グローバル人材としての海外協力隊の魅力を発信していこうと思います。



## ◆ JICA エッセイコンテスト 2023

「JICA 国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を今年も開催します。

テーマは「地球に生きる私たち～未来へつなげるために～」、募集期間は6月7日から9月13日までです。学校で学んだSDGs、地域に住む外国人や留学生の存在、ニュース



で見ると世界の災害や紛争等、同じ地球に生きる者として、「何を」未来へつなげていくことが大切なのでしょう。この夏には県内のすべての高等学校を訪問させていただき、エッセイコンテストとSDGsや多文化共生にも関連する「国際協力出前講座」の事業を紹介させていただきました。小中学校には、市町村の教育委員会を通じてご案内しています。これらの事業を活用いただき、児童・生徒の皆さんがもう少し視野を広げ、世界の課題や国際社会の中での日本を考え、自分たちにできることを見つけて、そして行動するきっかけをつかんでいただきたいと思います。

エッセイコンテストの詳細は JICA 地球ひろば HP をご覧ください。

## お問合せ先 担当：塩見 善則 (SHIOMI YOSHINORI)

✉ [jicadpd-desk-wakayamaken@jica.go.jp](mailto:jicadpd-desk-wakayamaken@jica.go.jp)

ホームページ：<https://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

FaceBook：<https://www.facebook.com/jica.wakayamadesk/>



# WIXASからのお知らせ



人も基礎から、住宅も基礎から

**南海スチール株式会社**

南海スチール株式会社  
和歌山市雑賀崎 2017 番地の 6



**NAMBOKU**

株式会社南北  
(Namboku.co.,ltd.)  
和歌山市関戸 5-7-6



榎谷精工株式会社

榎谷精工株式会社  
和歌山市川辺 4 1 6 番地の 1

**INTERIX**

株式会社インテリックス  
和歌山市里 174-1



生活支援ネットワーク

**春風会**

株式会社春風会  
和歌山市和歌浦中 1 丁目 1 番 15 号

**KYOWA**  
協和プレス工業株式会社  
KYOWA PRESS INDUSTRY, INC.

協和プレス工業株式会社  
紀の川市長田中 345 番地 7

## ◎公益財団法人和歌山県国際交流協会（WIXAS）は **賛助会員** を募集しています。

和歌山県内の各分野での国際交流活動、国際相互理解及び国際協力を促進するとともに、在住外国人への支援を推進しています。ことは、民族、国境を越えて誰にでも開かれた地域社会づくりを図り、ひいては国際社会の平和と発展に寄与することを目的に活動しています。ぜひ当協会の活動にご賛同ください。

◀**賛助会員**▶会費 個人 3,000 円/年、団体 10,000 円/年、法人 30,000 円/年

★**特典**★：○当協会主催等のセミナーや研修会に優先的にご参加いただけます。

○センターニュースへの広告記載無料

（内容については「和歌山県国際交流協会広告掲載要項」に基づき要相談）

○セミナーや研修会情報誌の DM

## ■ 子供向け企画 ■

和歌山県国際交流センターで外国のことをしらべませんか？

和歌山県国際交流協会パスポートを持って和歌山県国際交流センターの資料閲覧室にある本から自分の関心のある国の本を読んで、その国のことを調べてみてください。

調べたらスタッフに「この本を読みました」って大きい声で言ってください。

あなたの和歌山県国際交流協会パスポートにスタンプを押します。

和歌山県国際交流協会パスポートは和歌山県国際交流センターの掲示板においてあります。

また、スタッフにお声かえいただいたらお渡しします。

和歌山県国際交流センターでいっぱい本を読んでください。スタンプが3つたまったら

**すてきなプレゼント**があります。





# ! Hi Hai Xin Chào こんにちは!

わかやまけん す がいこくじん かに  
和歌山県に住む外国人の方へ

## 1, 日本で働く

(1) 日本で働きたいと思ったら、あなたは在留カードの在留資格を確認しましょう。  
在留資格に書いてある仕事だけです。別の仕事をしたいときは資格外活動許可をもらいます。

ほかに在留資格によってはどんな仕事でもできる人がいます

(2) 働くところが決まったら労働契約の書類を確認しましょう。

労働契約の書類には次のことが書いているか確認してください。

①雇用期間はいつからいつまでか

②どこで、どんな内容の仕事をするか

③仕事の時間や休みの日のことなど

④給料はいくらで、いつ、どのようにもらうか、社会保険料の控除額があるかどうか

⑤どんなときに仕事をやめてほしいといわれるか

⑥契約の更新があるかどうか

⑦労働条件の詳細はどこに書いているか。(就業規則に書いています。)

(3) 働くところがあなたと労働契約するとき書類にははいけないことがあります。確認しましょう。

①あなたが契約に違反したら違約金を支払わせることや損害賠償額をあらかじめ決めておくこと

②会社があなたにお金を貸して毎月の給料から一方的に引くこと

③あなたに相談しないで、会社の旅行や寮などのお金を給料から引くこと

労働契約をした後、働いているときに、契約と違うことがわかったらすぐに契約をやめることができます。

外国人労働者相談コーナーに相談できます。また、和歌山県国際交流センターなどでも相談できます。

★連絡先：外国人労働者相談コーナー：0120-811-610

月～金 17:00～22:00 土、日、祝日 9:00～21:00

(12月29日～1月3日は除く)

和歌山県国際交流センター [https://wak-kokusai.jp/project\\_ja/consultation\\_ja/](https://wak-kokusai.jp/project_ja/consultation_ja/)



参考：生活・就労ガイドブック（出入国在留管理庁発行）

## 致居住在和歌山的外国朋友们

### 1, 在日本工作

(1) 如果想在日本工作，请确认在留卡上的在留资格。

只能从事在留资格所记载的工作。如果想从事其他工作，需要获得资格外活动许可。有一些在留资格可以从事任何工作。

(2) 确定工作单位后，请确认你的劳动合同。

确认劳动合同中是否写有以下内容。

①雇佣期间从什么时候到什么时候

②具体在哪里，从事什么样的工作

③工作时间，休息日等

④工资是多少，什么时候、怎么领取，是否有扣除社会保险费

⑤什么时候或什么情况下公司可以解雇你

⑥是否可以续签合同

⑦哪里写有工作条件的详细内容（写在就业规则里）

(3) 确认劳动合同中是否写有工作地点

如果劳动合同中有以下内容的话，你不能与公司签订合同。  
请一定确认一下。

- ① 如果你做了与合同内容不同的工作，你能得到多少报酬
- ② 公司借钱给你，每月从你的月薪中扣除
- ③ 在没有与你商量的情况下，从你的工资中扣除公司旅游的费用或宿舍费等

签订劳动合同后，如发现劳动合同与工作内容不符的时候，可以立即解除劳动合同。还可以到外国人劳动者咨询处进行咨询。

也欢迎你向和歌山县国际交流中心咨询。

咨询处 ◇外国人劳动者咨询处 电话：0120-811-610

从周一到周五 17:00~22:00，周六·周日·节假日 9:00~21:00（12月29日~1月3日除外）

◇和歌山县国际交流中心 [https://wak-kokusai.jp/project\\_ja/consultation\\_ja/](https://wak-kokusai.jp/project_ja/consultation_ja/)

参考：出入国在留管理厅发行的「生活·就劳指南」

---

## For foreign residents in Wakayama Prefecture

### 1. Working in Japan

(1) If you want to work in Japan, confirm your status of residence on your residence card.

You can only do the work that is written on your status of residence. If you want to do another job, get permission to engage in activity other than that permitted under the status of residence previously granted.

There are other people who can do any job depending on their status of residence.

(2) Once you have decided where you will work, check the labor contract documents.

Make sure that your employment contract documents include the following:

- ① How long the period of employment is.
- ② Where and what kind of work you will do.
- ③ Work hours, days off, etc.
- ④ How much is the salary, when and how do you receive it, and whether there are deductions for social insurance premiums.
- ⑤ Reasons you can be fired.
- ⑥ Whether the contract is renewable or not.
- ⑦ Where the details of working conditions are written. (It is written in the rules of employment.)

(3) Please make sure that it is not written in the labor contract document and the place where you will work.

A company and you cannot have a contract if the following is written in the labor contract document.

Let's check.

- ① If you do something different from the contract, the amount you will pay will be decided.
- ② The company will lend you money and deduct it from your monthly salary.
- ③ Without consulting you, money for company trip, dormitories, etc. will be deducted from your salary.

After signing a labor contract, if you find something different from the contract while working, you can stop the contract immediately. You can consult with the Foreign Workers Consultation Corner.

You can also consult with Wakayama International Exchange Center.

#### ★Contact

Consultation Corner for Foreign Workers: **0120-811-610**

Mon-Fri 17:00-22:00 / Sat, Sun, Holidays 9:00-21:00

(Except for December 29<sup>th</sup> to January 3<sup>rd</sup>)

## Para sa mga residente ng Preperaktura ng Wakayama

### 1. Pagtrabaho sa Japan

- (1) Kung gusto mong magtrabaho sa Japan, tingnan ang status of residence sa iyong residence card. Maaari mo lamang gawin ang trabahong nakasulat sa iyong status of residence. Kung gusto mong magtrabaho sa ibang larangan, dapat kang kumuha ng pahintulot upang makagawa ng ibang trabaho maliban sa pinahihintulutan ng iyong status of residence. May mga tao na maaaring gumawa ng anumang uri ng trabaho depende sa kanilang status of residence.

- (2) Kapag nakapagpasya ka na kung saan mo gustong magtrabaho, suriin ang mga dokumento ng kontrata sa trabaho.

Tiyakin na ang dokumento ng kontrata sa trabaho ay naglalaman ng sumusunod na impormasyon:

- ① Gaano katagal ang panahon ng pagtrabaho
- ② Saan at anong uri ng trabaho ang gagawin
- ③ Oras ng trabaho, araw ng walang pasok, atbp.
- ④ Magkano ang sweldo na matatanggap, kailan at paano ito matatanggap, at kung may mga kaltas para sa premium ng social insurance
- ⑤ Dahilan kung bakit ka matatanggal sa trabaho
- ⑥ Kung mare-renew and kontrata
- ⑦ Saan nakasulat ang mga detalye ng mga kondisyon sa pagtrabaho  
(Ito ay nakasulat sa mga tuntunin sa trabaho.)

- (3) Tiyaking hindi nakasulat sa kontrata sa trabaho at sa lugar kung saan ka agtrabaho.

Kung ang mga sumusunod ay nakasulat sa dokumento ng kontrata sa paggawa, ang kumpanya at ikaw ay hindi maaaring pumirma ng kontrata. Suriin ito.

- ① Kung gumawa ka ng isang bagay na iba kaysa sa kontrata, magpapasya kung magkano ang babayaran mo.
- ② Papahiramin ka ng kumpanya ng pera at ibabawas ito sa iyong buwanang suweldo.
- ③ Ibawas ang pera mula sa iyong suweldo para sa mga biyahe ng kumpanya, dormitory, atbp. nang hindi kumunsulta sa iyo.

Pagkatapos pumirma ng kontrata sa paggawa, maaari mong ihinto ang kontrata sa sandaling malaman mo ang isang bagay na naiiba sa kontrata kapag ikaw ay nagtatrabaho.

Maaari kang sumangguni sa Foreign Workers Consultation Corner.

Maaari ka ring sumangguni sa Wakayama Prefectural International Exchange Center.

### ★Makipag-ugnayan

Foreign Workers Consultation Corner: 0120-811-610

Lunes ~ Biyernes 17:00~22:00 Sabado, Linggo at Piyesta opisyal 9:00~21:00

(Maliban sa December 29 ~ January 3)

Wakayama International Exchange Center

[https://wak-kokusai.jp/project\\_ja/consultation\\_ja/](https://wak-kokusai.jp/project_ja/consultation_ja/)

Reference: Living and Working Guidebook (published by the Immigration Services Agency)

---

## Dành người nước ngoài sống tại Tỉnh Wakayama

### 1. Làm việc tại Nhật

(1) Nếu muốn làm việc tại Nhật, hãy kiểm tra tư cách lưu trú của bạn trên thẻ cư trú.

Bạn chỉ có thể làm công việc được ghi trên thẻ cư trú. Nếu muốn làm công việc khác với tư cách lưu trú thì phải xin phép tham gia hoạt động ngoài tư cách lưu trú và được cấp phép khác với tình trạng cư trú hiện tại. Đối với một số thẻ cư trú thì có thể làm bất cứ công việc nào Luật không cấm.

(2) Hãy kiểm tra lại hồ sơ liên quan đến hợp đồng lao động, khi bạn đã quyết định nơi làm việc.

Hãy đảm bảo rằng hợp đồng lao động của bạn có những nội dung được liệt kê sau đây:

1. Thời gian bắt đầu và thời gian kết thúc hợp đồng.
2. Địa điểm làm việc và nội dung công việc.
3. Thời gian làm việc và thời gian nghỉ phép.
4. Tiền lương được nhận bao nhiêu, khi nào, và nhận bằng hình thức nào, tiền được nhận đã trừ hay chưa trừ tiền bảo hiểm xã hội V.v..
5. Những lí do nào bị sa thải hay bị cho nghỉ việc.
6. Hợp đồng có gia hạn hay không gia hạn.
7. Những điều kiện lao động được ghi cụ thể hay không. (Được viết trong nội quy lao động)

(3) Hãy xác nhận những thứ không được ghi tại nơi làm việc và những hồ sơ liên quan đến hợp đồng lao động.

Nếu như trong hợp đồng lao động có ghi những điều liệt kê dưới đây thì bạn không nên ký kết hợp đồng lao động

1. Nếu bạn không tuân thủ đúng theo hợp đồng này thì phải trả một khoản tiền
2. Công ty cho bạn mượn tiền và mỗi tháng sẽ khấu trừ vào lương của bạn
3. Công ty sẽ trích 1 khoản tiền từ lương cho việc đi du lịch, ký túc xá v.v...mà không cần thảo luận với bạn

Sau khi hợp đồng lao động được ký kết, bạn có thể ngừng thực hiện hợp đồng nếu bạn nhận thấy điều ghi trên hợp đồng và khi làm việc thực tế có nhiều điểm khác nhau. Hãy tham khảo ý kiến góc tư vấn cho người lao động nước ngoài.

Có thể thảo luận với Trung tâm hỗ trợ người nước ngoài Tỉnh Wakayama.

#### ★Thông tin liên lạc

Góc tư vấn cho người lao động nước ngoài: 0120-811-610

Từ Thứ hai đến Thứ sáu từ 17:00PM ~ 22:00PM, Thứ bảy và Chủ nhật từ 9:00 AM ~ 21:00PM

(trừ ngày 29 tháng 12 đến ngày 3 tháng 1)

Trung tâm hỗ trợ người nước ngoài Tỉnh Wakayama : [https://wakkokusai.jp/project\\_ja/consultation\\_ja/](https://wakkokusai.jp/project_ja/consultation_ja/)

Tham khảo: Cẩm nang hướng dẫn đời sống / lao động (Được phát hành bởi Cục quản lý xuất nhập cảnh)

**外国人のための生活相談**  
外国人のための生活相談  
◇相談日時  
・日本語・英語  
水曜日以外の毎日  
10時～16時  
・フィリピン語・中国語  
月・木・土曜日  
10時～16時  
・ベトナム語  
木・日曜日  
10時～16時  
◇相談場所  
和歌山県国際交流センター  
TEL:073-435-5240

**Consultation for Foreigners**  
◇Days and Time :  
・Japanese, English  
Everyday except  
Wednesdays  
10:00 a.m.~4:00 p.m.  
・Filipino, Chinese  
Mon, Thu, Sat  
10:00 a.m.~4:00 p.m.  
・Vietnamese  
Thu, Sun  
10:00 a.m.~4:00 p.m.  
◇Place : Wakayama  
International Exchange Center  
TEL:073-435-5240

以外國人为对象的生活咨询  
◇咨询日・咨询时间:  
・日语, 英语  
每天 (除了周三以外)  
10点 ~ 16点  
・菲律宾语, 汉语  
周一, 周四, 周六  
10点 ~ 16点  
・越南语  
周四, 周日  
10点 ~ 16点  
◇咨询场所: 和歌山县  
国际交流中心  
TEL:073-435-5240

**Konsultasyon para sa Dayuhan**  
◇Araw at oras:  
・Hapon, Ingles  
Araw-araw maliban tuwing  
Miyerkules  
10:00 a.m.~4:00 p.m.  
・Pilipino, Intsik  
Lunes, Huwebes, Sabado  
10:00 a.m.~4:00 p.m.  
・Vietnamese  
Huwebes, Linggo  
10:00 a.m.~4:00 p.m.  
◇Lugar : Wakayama  
International Exchange Center  
TEL:073-435-5240

**Dành cho người nước ngoài**  
**Tư vấn đời sống**  
◇Thời gian tư vấn:  
・ Tiếng Nhật, Anh  
Các ngày trong tuần trừ ngày  
thứ tư  
(Từ 10:00 am ~ 4:00 pm).  
・ Tiếng Philippines, Trung  
Thứ hai, năm và thứ bảy.  
(Từ 10:00 am ~ 4:00 pm).  
・ Tiếng Việt  
Thứ năm, chủ nhật.  
(Từ 10:00 am ~ 4:00 pm).  
◇ Địa điểm: Trung tâm giao lưu  
quốc tế Tỉnh Wakayama.  
TEL:073-435-5240

### 公益財団法人和歌山県国際交流協会

(共同発行: 和歌山県国際交流センター)

☎ : 073-435-5240 FAX : 073-435-5243

URL : (公財) 和歌山県国際交流協会 <http://www.wixas.or.jp/>  
和歌山県国際交流センター [https:// wak-kokusai.jp](https://wak-kokusai.jp)

